

# JIS

## 船舶及び海洋技術－海上安全－ 膨張式救命器具のガス膨張システム

JIS F 2805 : 2025  
(ISO 15738 : 2019)

(JSTRA)

令和 7 年 3 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清 家 剛	東京大学
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	水 流 聡 子	東京大学
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 18.8.10 改正：令和 7.3.25

官 報 掲 載 日：令和 7.3.25

原 案 作 成 者：一般財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 大阪ガス都市開発赤坂ビル TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 高圧ガス容器－塩水噴霧試験	2
5 膨張用ガス	2
5.1 ガスの種類及び量	2
5.2 乾燥	2
6 高圧ガス容器弁及びカット装置	3
6.1 一般	3
6.2 高圧ガス容器弁	3
6.2.1 一般	3
6.2.2 試験	3
6.3 高圧ガス容器カット装置	5
6.3.1 一般	5
6.3.2 試験	6
7 高圧ホース組立体	7
7.1 一般	7
7.2 試験	8
7.2.1 圧力試験	8
7.2.2 低温圧力試験	8
7.2.3 塩水噴霧試験	8
7.2.4 水圧試験	8
7.2.5 低温曲げ試験	8
7.2.6 結合部の安全試験	8
7.2.7 流量試験	8
8 バルブ－圧力開放バルブ／送気バルブ，膨張／排気バルブ，逆止弁	9
8.1 圧力開放バルブ／送気バルブ	9
8.1.1 トルク試験	9
8.1.2 バルブのねじ強度試験	9
8.1.3 プラグ試験	9
8.1.4 塩水噴霧試験	9
8.1.5 圧力試験	9
8.1.6 落下試験	9
8.1.7 バルブの取付け強度試験（適用可能な場合）	10

	ページ
8.1.8 反復荷重試験	10
8.1.9 耐圧試験	10
8.1.10 流量試験	10
8.2 膨張／排気バルブ	10
8.2.1 トルク試験	10
8.2.2 バルブのねじ強度試験	10
8.2.3 プラグ試験	11
8.2.4 塩水噴霧試験	11
8.2.5 漏れ試験	11
8.2.6 バルブの取付け強度試験（適用可能な場合）	11
8.2.7 落下試験	11
8.2.8 流量試験	11
8.3 逆止弁	11
8.3.1 トルク試験	11
8.3.2 バルブのねじ強度試験	11
8.3.3 塩水噴霧試験	12
8.3.4 バルブ引張試験	12
8.3.5 漏れ試験	12
8.3.6 バルブの取付け強度試験（適用可能な場合）	12
8.3.7 落下試験	12
9 ガス膨張システムの適合性	12
10 設置	12
参考文献	13
解 説	14

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS F 2805:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# 船舶及び海洋技術—海上安全— 膨張式救命器具のガス膨張システム

## Ships and marine technology—Maritime safety— Gas inflation systems for inflatable life-saving appliances

### 序文

この規格は、2019年に第2版として発行されたISO 15738を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

膨張式救命器具のガス膨張システムは救命器具を適切に膨張させるために極めて重要なシステムである。

この規格は、改正された1974年の海上人命安全条約(SOLAS 1974)及び改正されたIMO決議MSC.48(66)によって採択されたIMO国際救命設備コード(LSAコード)において規定されているものを含む膨張式救命器具のガス膨張システムの性能及び試験について取り扱う。これによって、国際海事機関(IMO)が策定した膨張式救命器具に係る条約、コードなどの要求事項を補完する。

### 1 適用範囲

この規格は、膨張<sup>1)</sup>式救命器具のガス膨張システムの性能及び試験要求事項について規定する。

注<sup>1)</sup> 船舶安全法施行規則、船舶救命設備規則などにおいては“膨脹”と表記されているが、JISでは常用漢字以外の漢字は用いることができないため、常用漢字で表記した。

注記1 この規格は、改正された1974年の海上人命安全条約(SOLAS 1974)及び改正されたIMO決議MSC.48(66)によって採択されたIMO国際救命設備コード(LSAコード)の要求事項を満たす膨張式救命器具に適している。

この規格は、膨張用ガス、高圧ガス容器弁、高圧ガス容器カット装置、高圧ホース、圧力開放/送気バルブ、膨張/排気バルブ、逆止弁などによって構成されるガス膨張システムに適用する。この規格は、高圧ガス容器中の高圧ガスを膨張手段として用いるシステムだけに適用する。

高圧ガス容器の規制、使用法及び試験に係る国別の要求事項は、広い範囲で異なる。そのような要求事項はこの規格では規定しないが、高圧ガス容器は関係の規制当局の要求事項に適合するものであることが前提である。この規格で規定するシステムは、救命用の端艇及びいかだ、海上退船システム及び遭難者揚収装置に用いられるタイプのものである。膨張式救命胴衣のような個人用救命器具に用いられるシステムについては、ISO 12402-7の規定による。

注記2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 15738:2019, Ships and marine technology—Maritime safety—Gas inflation systems for inflatable life-saving appliances (IDT)